

三菱UFJ 年金情報

Mitsubishi UFJ Pension Report

企業年金関係者のための月刊総合情報誌

《目次》

| | |
|-------------------------|-----|
| 《増刊号発行にあたって》 | P1 |
| 退職給付会計基準見直しをどう考えるのか | |
| 《日本基準、国際会計基準の見直しスケジュール》 | P2 |
| 《国際会計基準の見直し》 | |
| IAS19号見直しの公開草案について | P4 |
| 《日本基準の見直し（1）》 | |
| 未認識項目の貸借対照表での即時認識 | P12 |
| 《日本基準の見直し（2）》 | |
| 退職給付見込額の期間帰属方法の見直しについて | P17 |
| 《日本基準の見直し（3）》 | |
| 割引率の設定基準の変更とその影響 | P23 |
| 《日本基準の見直し（4）》 | |
| 開示項目の拡充 | P27 |
| 《会計基準見直しへの対応について》 | P31 |



2010年5月

退職給付会計臨時増刊号

三菱UFJ信託銀行退職給付会計研究会

ホームページアドレス：<http://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/nenkin.html>



三菱UFJ信託銀行

増刊号発行にあたって

～退職給付会計基準見直しをどう考えるのか～

三菱UFJ年金情報退職給付会計増刊号をお届けします。

本増刊号では、国内外の退職給付会計の見直しに関してその概要等をご紹介します、併せて基準改正が目指すものについても検討を加えます。

詳細な内容は本文にありますが、一連の見直しにおいてポイントとなる点は3つあると考えられます。具体的には、①未認識項目の即時認識、②退職給付費用の分解表示、③情報開示の充実、の3点です。この3つは相互に関連しつつ、退職給付に関する経済実態を今まで以上に正確に反映することになると考えられます。逆に言えば、退職給付の経済実態を明確に表す会計基準の改正によって、企業が退職給付に対しどのように対応すべきかがより明確にみえてくる可能性があると思われれます。

会計数値は企業行動の結果を示すものです。したがって、投資家が投資判断を下すための情報であることはもちろん、企業自身が成果を振り返り、今後の経営に活かす重要な情報でもあるはずで、国内外における一連の会計基準の見直しで、退職給付の経済実態がより明確になれば、退職給付制度の運営を見直していく良い機会となるかもしれません。本号で提供する情報が今後の退職給付制度を運営するうえで、多少なりとも参考になればこれに勝る喜びはありません。

平成22年5月

三菱UFJ信託銀行退職給付会計研究会一同



～日本基準、国際会計基準の見直しスケジュール～

《要約》

退職給付会計に関する見直し案が日本の企業会計基準委員会（ASBJ）および国際会計基準委員会（IASB）から、相次いで発表されました。日本基準は退職給付会計について二段階で見直す計画となっており、今回の国際会計基準の見直し内容は今後議論される予定です。したがって、今回公表された見直し案は過渡的なものとなる可能性があります。

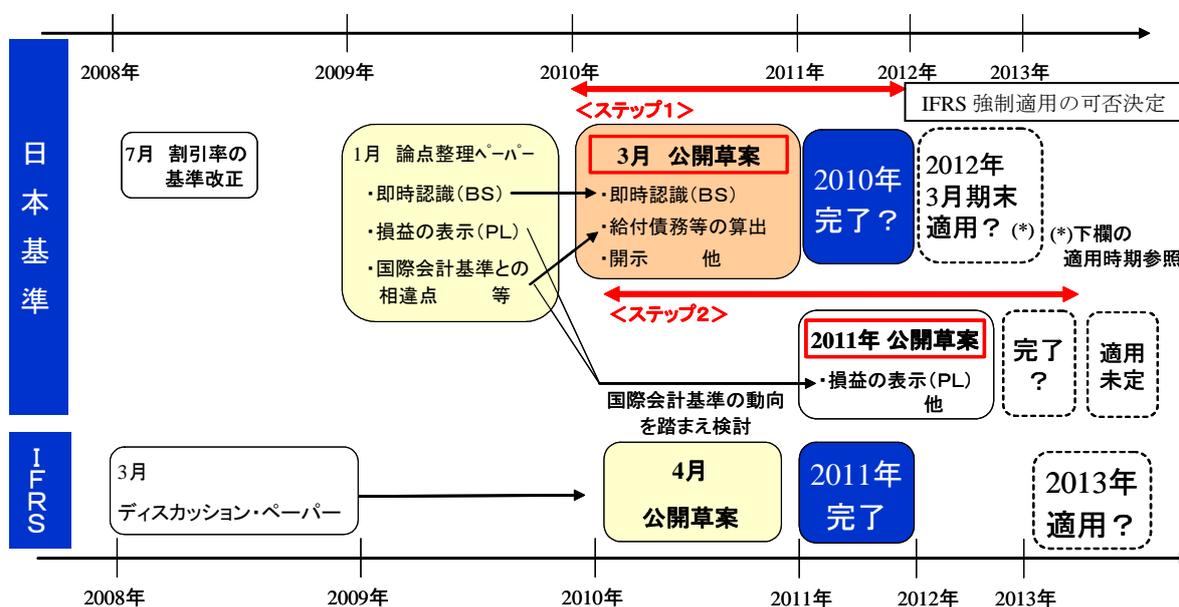
1. 日本基準は二段階での見直し作業を実施

3月から4月にかけて、日本基準、国際会計基準各々の退職給付会計に関する見直し案が公表されました。国際会計基準の公開草案は当初1～3月に公表される予定でしたので若干遅れはしましたが、概ね予定通りのスケジュールで進んでいます。

日本における退職給付会計の見直しは、平成19年8月に企業会計基準委員会（ASBJ）がIASB（国際会計基準委員会）との間で合意した「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意（東京合意）」に関連するプロジェクトとして行われており、ステップ1とステップ2の二段階で検討される予定となっています。ステップ1では、数理計算上の差異等の貸借対照表での即時認識と現状存在する国際会計基準との相違点の修正を目的として、2010年に完了させる計画となっています。さらに、ステップ2において、今回公表された国際会計基準の反映が検討され、最終的にはその内容を織り込んだ基準になっていくと考えられます。これとは別に、2012年を目途に国内企業の連結決算について国際会計基準の強制適用（アドプション）の可否が決定されると言われており、いずれにせよ国際会計基準の見直し動向は目が離せないといえます。

一方、国際会計基準における今回の退職給付見直しは、MOUプロジェクト（P4参照）として2006年から開始されています。4月に公表された公開草案は、2008年3月に公表されたディスカッション・ペーパー「IAS第19号の見直しに関する予備的見解」で示された論点のうち、数理計算上の差異等の遅延認識の廃止（資産・負債の時価変動の包括利益での即時認識及びその表示方法）と情報開示の充実に関する見直し作業であり、2011年の完了を予定しています。2008年のディスカッション・ペーパーでは、新たに退職給付制度を「給付ベース約定」と「拠出ベース約定」に分類し、「拠出ベース約定」については新しい測定概念を導入することも提案されていましたが、その議論については今回の見直しが終了した後に議論されることになっています。

(第1図) 日本基準、国際会計基準の退職給付に関する基準見直しスケジュール



2. ステップ1は過渡的な基準となる可能性も

日本基準、国際会計基準の公開草案の内容については、本号で以下、ご紹介します。ただし、今回公表されたのはともに公開草案であり、最終的な基準は、寄せられた意見を参考とし、今後決定されることとなります。したがって、公表された内容は最終案では変更される可能性があることにご留意ください。

なお、ステップ1として示された日本基準の見直し案は、国際会計基準の公開草案とはかなり内容が異なっています。日本基準は、見直し作業を国際会計基準の議論と同時進行で進めることとしたため、ステップ1の見直し結果が国際会計基準と異なることは十分予想されたことではあります。ただ、国際会計基準とのコンバージェンスを行っていくことは既定路線であるだけに、国際会計基準が公開草案で示された内容で決定すれば、日本基準はステップ2において再度修正されることになるはずですが、その意味でステップ1は基準見直しの過程における過渡的な基準となる可能性が高いといえます。

国際会計基準の見直し

～IAS19号見直しの公開草案について～

《要約》

2010年4月29日に国際会計基準審議会（IASB）は退職給付に関する会計基準IAS19号の改正に関する公開草案を公表し、9月6日を期限として意見募集を開始しました。

公開草案の主な内容は、①貸借対照表での即時認識、②包括利益計算書における退職給付に関する費用の表示、③退職給付制度に関する開示内容の整理・充実、の三点です。

IASBは公開草案の内容が実現することにより「財務諸表の透明性（判りやすさ）が向上し財務諸表の比較可能性が高まる」としています。

見直し内容の最終確定は2011年前半が予定されています。なお、2011年以降引き続き退職給付会計に関する根本的見直し（今回見送られた「拠出ベース約定」などを含む）が、米国会計基準審議会（FASB）と共同で行なわれる見込みです。

IASBは2010年4月29日付で退職給付会計の見直しに関する公開草案「Exposure Draft ED/2010/3 Defined Benefit Plans Proposed amendments to IAS19」を公表し、2010年9月6日を期限として意見募集を開始しました。本稿では、その公開草案の概要を紹介します。なお、詳細については三菱UFJ年金情報6月号以降で順次ご紹介します。

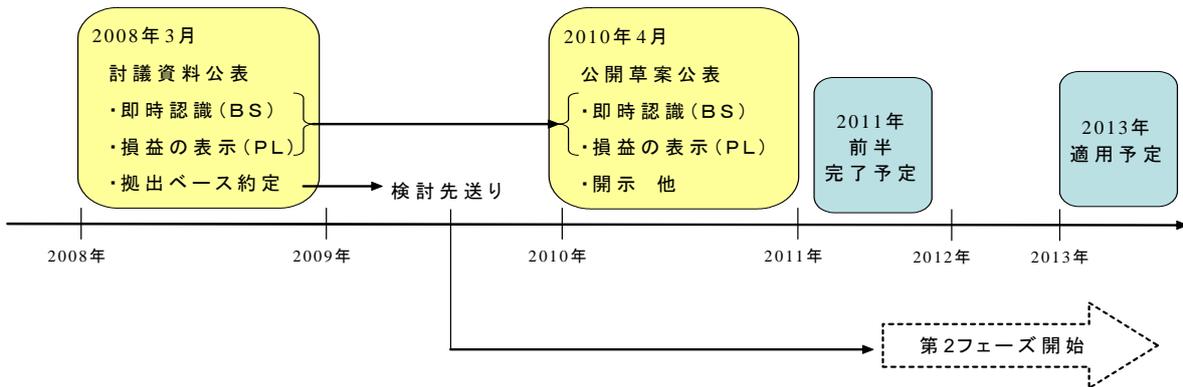
1. IAS19号見直しの経緯

従来から退職給付会計については、「貸借対照表に実際の積立状態が反映されていない」、「数理上差異の費用処理方法に複数の選択肢があり企業相互比較が困難である」などが指摘されており「透明性の確保」をキーワードとして見直しが進められてきました。IASBでは早急に改善を図るべき点を「第1フェーズ」と位置づけ、2011年の新基準確定を目標に作業を進めてきました。また、IASBとFASBは2006年に双方の会計基準を統合（コンバージェンス）し、高品質の世界共通基準を作成することを確認した覚書（Memorandum of Understanding：MoU）を締結し様々な分野で共同作業を実施していますが、退職給付会計もその一環として位置づけられています。アメリカは一步先んじて第1段階の見直しをFAS158号として既に完了し、2011年以降、IASBとFASBは共同で退職給付に関する会計基準の根本的な見直し作業に入ることが予定されています。

IAS19号見直しスケジュールは第1図のとおり、2006年に第1フェーズが開始され、2008年3月に討議資料が公表され、討議資料に寄せられた意見を反映して公開草案が作成されました。討議資料に記載されていた主要な論点は、①（資産、負債の変動の）貸借対照表での即時認識、②退職給付に関する費用の表示、③拠出ベース約定（キャッシュバランス

制度・ポイント制など)の会計処理の三つでした。しかし、討議資料に対して「拠出ベース約定の会計処理の導入は退職給付に関する新たな概念の導入であり、抜本的な検討の際に行なわれるべきものである」との反対意見が多数寄せられたため、公開草案の項目からは除かれました。その代わりに、「現在のIAS19号の開示内容では、将来発生し得るリスク(死亡率や昇給率などの計算の前提の変更によるインパクト)の開示が不十分である」等の意見を反映して、「開示内容の整理・充実」が採り上げられています。

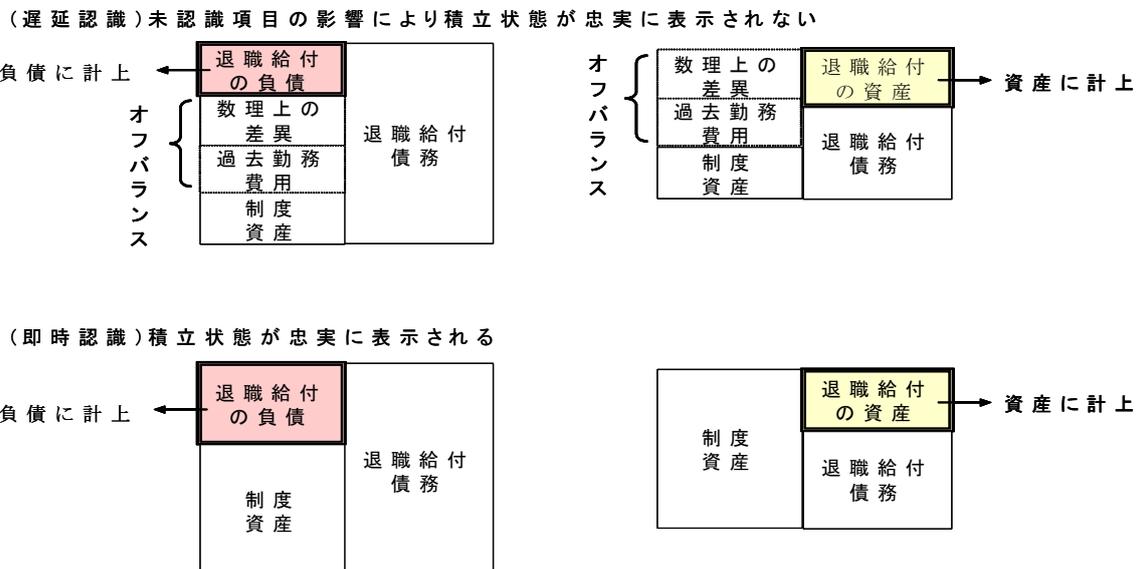
(第1図) 見直しの項目とスケジュール



2. 貸借対照表における即時認識

現在のIAS19号では「回廊ルール+遅延認識」に基づく処理と「即時認識」に基づく処理が並存していますが、公開草案では討議資料と同様、「回廊ルール+遅延認識」の選択肢を排除し即時認識に統一することが提案されています。この結果、貸借対照表(国際会計基準国際会計基準では財政状態計算書といいます)には評価日時点における退職給付制度の積立状態が忠実に反映されることとなります。(第2図)

(第2図) 貸借対照表での即時認識



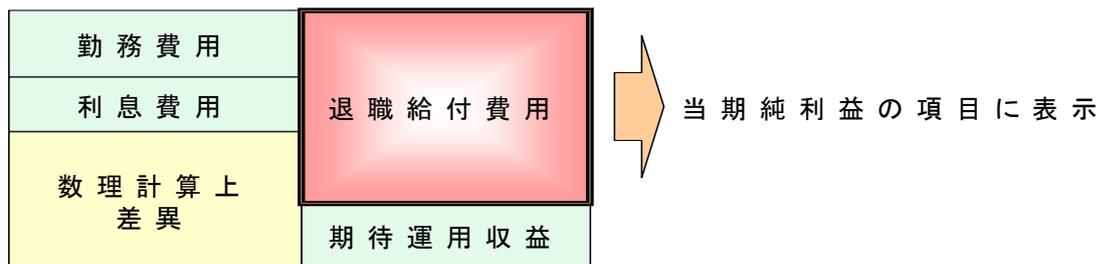
遅延認識の選択肢を廃止（＝貸借対照表で即時認識）すると、評価日時点における退職給付制度の積立状態がそのまま貸借対照表に表示されます。このことによって、従来の方法に比べて、積立不足であるにも関わらずあたかも積立超過のような表示となる（第2図の上段右側の状態）ことはなくなり、財務諸表の透明度が増し企業相互間の比較可能性も向上すると考えられます。

3. 退職給付に関する費用の表示

貸借対照表で即時認識をする場合、資産・債務の変動に伴う差損益を損益計算上、どのように扱うかという問題が浮上します。国際会計基準では会計期間の純資産の増減（資産の変動と負債の変動の差額）を包括利益としている（注1）ため、要は包括利益計算書の中で「退職給付に関する費用をどのように表示するのか」という点が次の論点となります。

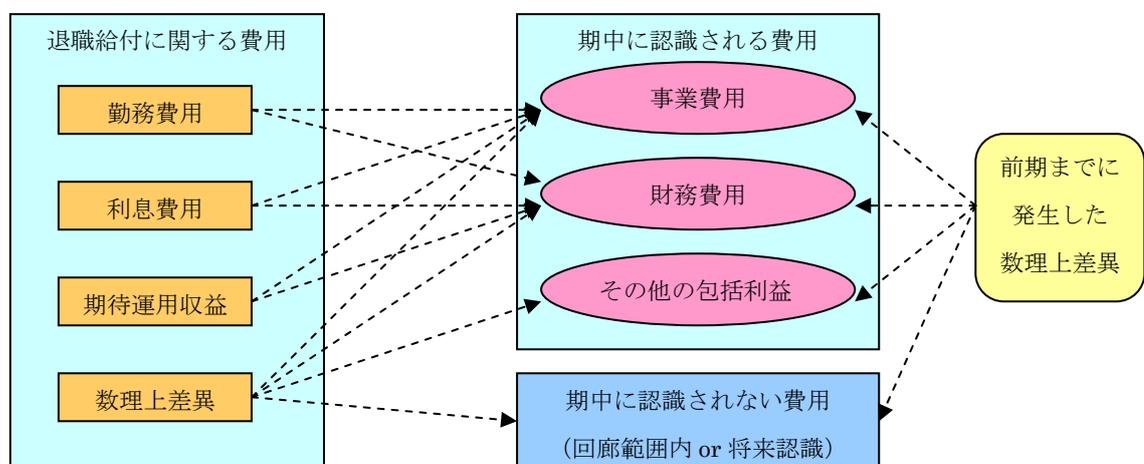
ちなみに、現在の日本基準では、退職給付に関する費用は第3図のとおり「退職給付費用」に全て集約して当期純利益の計算に反映することとされています。

（第3図）日本基準の退職給付に関する費用の表示



一方、IAS19号では費用の表示方法は特段の定めがないため、第4図のとおり各企業の会計方針によって様々に表示されています。

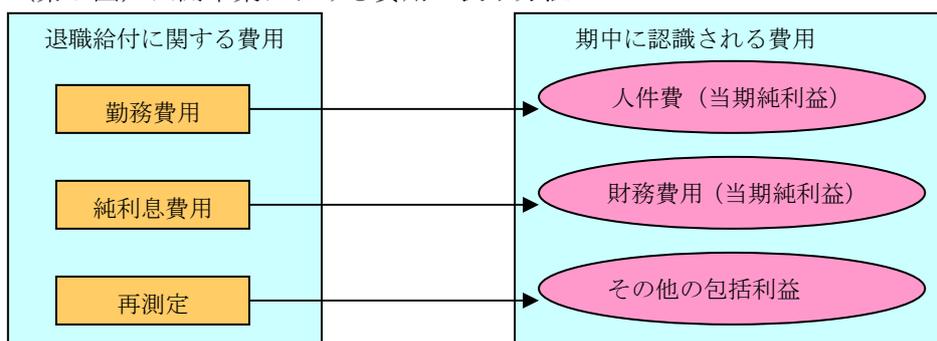
（第4図）現在のIAS19号に基づく費用の表示



出所：Snapshot: Defined Benefit Plans: proposed amendments to IAS 19

公開草案では、退職給付に関する費用の表示を、ア) 費用の構成要素を勤務費用・純利息費用・再測定の三つに分解して表示する、イ) 純利息費用は退職給付債務と制度資産の差額に優良社債の利率（割引率）を乗じて算出する、ウ) 退職給付債務・制度資産の変動は「再測定（Remeasurement）」に含める、エ) 再測定はその他の包括利益に計上（表示）する、を提案しています。（第5図）

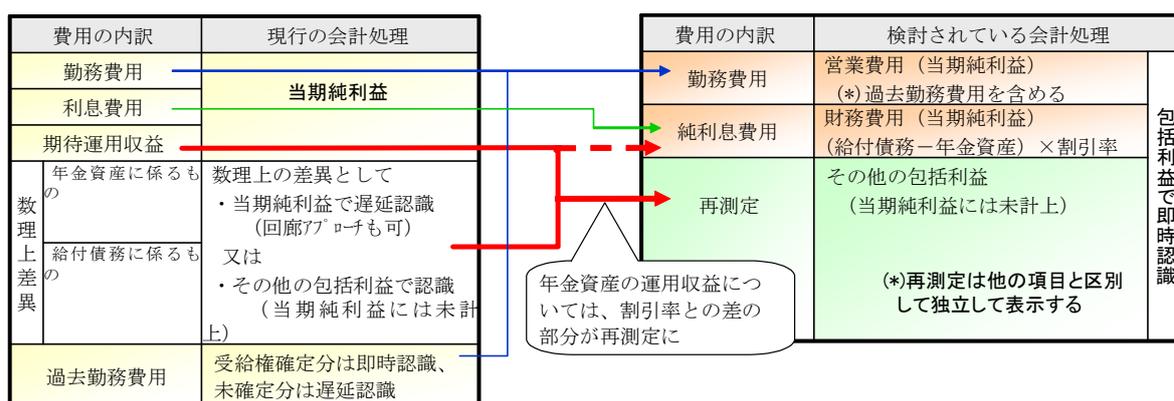
（第5図）公開草案における費用の表示方法



出所：Snapshot: Defined Benefit Plans: proposed amendments to IAS 19

公開草案では費用の性格に応じて包括利益計算書の中に区分して表示（分解表示）することが提案されています。現在の表示方法（第4図）と比較して、かなりスッキリした表示であるといえるでしょう。また、従来の退職給付に関する費用の表示と公開草案による表示を対比したのが第6図です。

（第6図）退職給付に関する費用の表示内容比較



なお、このように分類されている理由は以下のとおりであると考えられます。

①勤務費用

勤務費用は、従業員の勤務の対価として増加するものであり、給与と同じ人件費として

の性格を持つため人件費（営業費用）に表示します（当期純利益に反映）。

②純利息費用

純利息費用は、退職給付債務から制度資産を控除した額に割引率を乗じて算出されます。退職給付債務は従業員に対して会社が負っている債務ですが、その債務を清算する目的で制度資産を積み立てるため、従業員に対する負債の純額は退職給付債務から制度資産を控除したものと考えられます。負債純額に対する支払金利として純利息費用を財務費用に表示します（当期純利益に反映）。

③再測定

退職給付債務と制度資産の変動は「再測定」としてその他の包括利益に計上されることとされています。「再測定」とは、期中の純資産の変動内容を表す包括利益計算書の中の項目の中で、実現した取引等（期中の取引および時間の経過に起因して発生する額）を除いた額のことです。実現した取引に起因しない前期末と当期末の純資産の評価額の変動と言い換えてもよいでしょう。退職給付においては「勤務費用（過去勤務費用を含む）と純利息費用以外の全ての費用」が再測定に分類されます（従来の数理上差異も再測定の範疇）。なお、公開草案の提案内容では、一旦その他の包括利益に表示された再測定（数理上差異）が後に当期純利益に表示される（企業が実現した業績に影響を与える）ことはありません。第7図は公開草案に明細されている費用の表示例です。

（第7図）包括利益計算書の表示例

| | 2011年 | 2010年 |
|--------------------------|--------------------|--------------------|
| 当期純利益 | | |
| 売上高 | 3,083 | 2,945 |
| 売上原価 ^(注1) | <u>(1,918)</u> | <u>(1,799)</u> |
| 粗利益 | 1,165 | 1,146 |
| その他の事業費用 ^(注2) | <u>(760)</u> | <u>(811)</u> |
| 事業収益 | 405 | 335 |
| 財務費用 ^(注3) | <u>(91)</u> | <u>(94)</u> |
| 税引前利益 | 314 | 241 |
| 税金費用 | <u>(129)</u> | <u>(82)</u> |
| 当期純利益合計 | <u>185</u> | <u>159</u> |
| その他の包括利益 | | |
| 不動産再評価益 | 22 | — |
| 年金の再測定損 | <u>(55)</u> | <u>(36)</u> |
| その他の包括利益合計 | <u>(33)</u> | <u>(36)</u> |
| 包括利益合計 | <u>152</u> | <u>123</u> |

(注1) 製造に携わる従業員の勤務費用を含む
 (注2) その他の業務に携わる従業員の勤務費用を含む
 (注3) 退職給付に係る純利息費用を含む

（出所：公開草案 Example1－Presentation of service cost, finance cost and remeasurement components）

4. 開示の整理・充実

現在のIAS19号の開示項目・内容は、日本基準よりもかなり充実しています。しかし、「開示の項目が多岐にわたるため重要な情報が埋没してしまい理解するのが難しい」、「退職給付制度が企業財務に及ぼす影響を把握するための情報が十分でない」、「制度運営に伴うリスクの評価を行うための情報が十分でない」との意見が寄せられたため、開示内容の整理・充実が図られました。

基本的な開示項目の変更はありませんが、退職給付制度に関する法的な規制、制度資産のリスク特性ごとの金額（少なくとも、不動産、国債、その他の債券、自己株式、その他の株式ごとに区分して内訳を表示する）、主要な数理上の仮定が変更された場合の影響度、将来の昇給を見込まない場合の退職給付債務の金額（累積給付債務：Accrued Benefit Obligation：ABO）などです。今回の追加開示項目を見ると、将来の企業のキャッシュフローに影響を与えるような退職給付制度の運営リスクを把握するための項目が中心になっていることが判ります。

5. 複数事業主制度の取扱い

複数事業主制度に参加している企業が通常の給付建制度の会計処理をする場合は、通常の給付建制度の基準（公開草案の内容）に則って処理を行うことになります。ただし、給付建制度としての会計処理を行うための情報が十分に得られない場合は、拠出建制度の会計処理（拠出金を費用として当期純利益の項目として計上し、拠出すべき額のうち未拠出の額があればその額を債務計上。未拠出額がなければ債務計上不要）を行いません。この会計処理については、特に変更はありません。

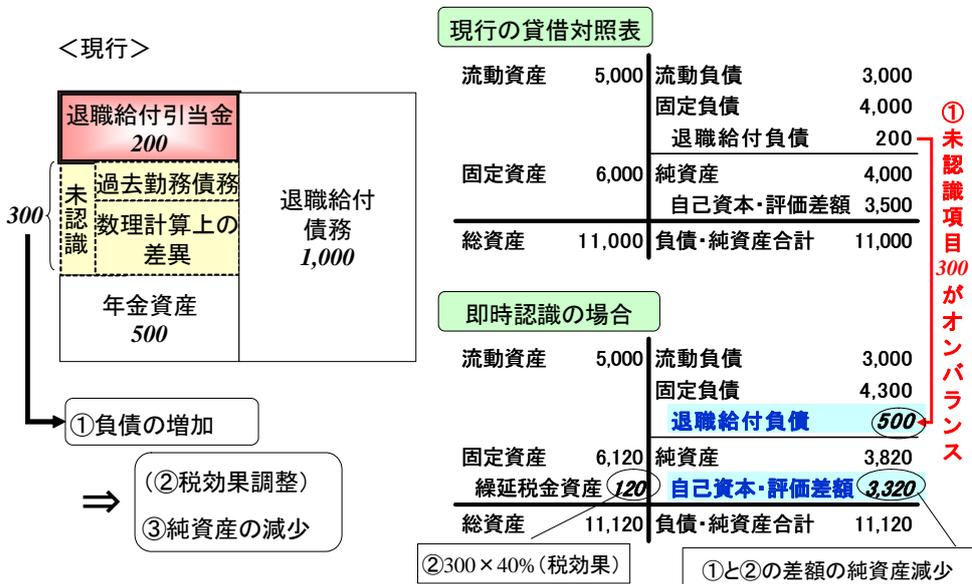
ただ、開示については追加の開示が求められます。現在は、①当該制度が給付建制度であること、②給付建制度の会計処理が出来ない理由、の開示が求められています。これに対して公開草案では、加入している給付建の複数事業主制度の積立ルール（積立超過または不足に関する各事業所への配分など）、他の加入企業にかかる積立不足の負担の可能性、制度全体分の積立状況と当該制度全体の加入員数・受給者数とそれに占める自社の割合、制度終了時の債務・資産の清算方法などの追加開示を求めています。また、企業会計上は拠出建制度の会計処理を行う場合であっても、向こう5年間の拠出額の予測を開示することが新たに求められています。

6. 見直しの効果

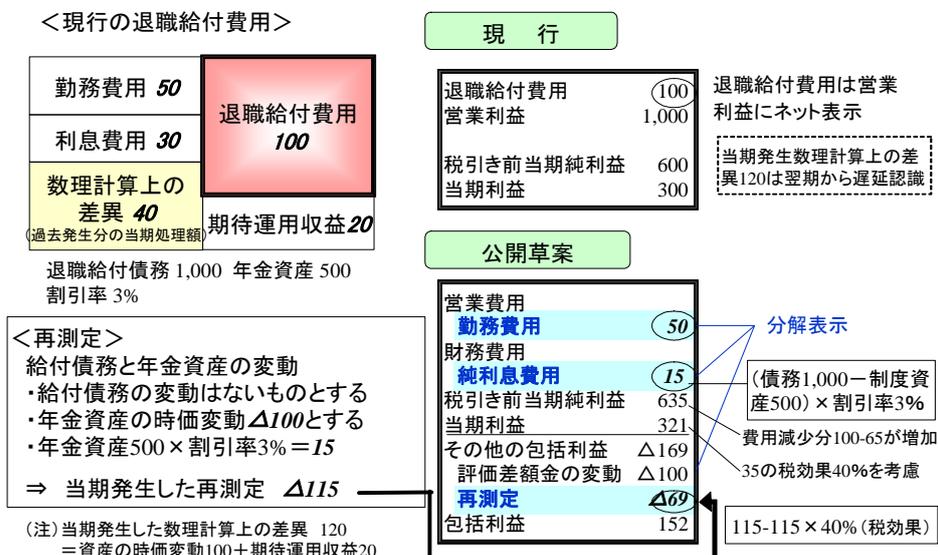
IAS19号の改正に係る公開草案のポイントは、①退職給付制度の財政状態を貸借対照表で忠実に表現すること（即時認識）、②退職給付に関する費用をその性格ごとに分類して表示すること（分解表示）、③制度運営に伴うリスクに関する開示を充実させることの三点です。このうちの、①即時認識と②分解表示についてシミュレーションを行なって、どのような効果があるのかを考えて見ましょう。

第8図は即時認識のシミュレーションです。仮に、退職給付債務が1000、制度資産500、認識済の退職給付負債が200、未認識の負債が300であったとします。即時認識を行なうと、未認識の負債300が新たに認識され、認識済の負債200と合計して500を退職給付負債として固定負債に計上します。一方で、税効果を考えると、新たに認識した負債300のうちの税効果（税率を40%と仮定）120が繰延税金資産として固定資産に計上されます。従って、新たに認識した300とその税効果120の差額180だけ純資産が圧縮されます。つまり、即時認識への移行時点で純資産に影響を与えることが判ります。また、毎年の退職給付債務と制度資産の変動は全て即時認識されますので、純資産の変動性が高まることも容易に想像できるでしょう。

(第8図) 即時認識のシミュレーション



(第9図) 費用の分解表示のシミュレーション



第9図は、費用の分解表示のシミュレーションです。現在の基準で、勤務費用が50、利息費用が30、数理計算上差異（既発生分）の処理費用40、期待運用収益が20とすると、退職給付費用は差し引き100になります。当期中に新たに発生した年金資産の時価変動が▲100とすると、遅延認識の場合これは翌期から償却されます。これに対し、公開草案の取扱いでは、勤務費用50は営業費用（人件費）に計上され、退職給付債務1,000と制度資産500の差額に割引率3%を乗じた15が純利息費用として財務費用に計上され、両者はともに当期利益に反映されます。一方、当期発生した制度資産の時価変動▲100と制度資産500の割引率相当額（純利息費用との調整）▲15の合計▲115が当期に発生した再測定になります。この再測定から税効果（40%）を控除した▲69がその他の包括利益の独立項目（年金の再測定）として表示されます。

このように、即時認識が導入され退職給付に関する費用の分解表示が実施された場合、従来は判りにくかった「退職給付制度の自己資本に及ぼす影響」と「退職給付制度の運営に関する費用」がガラス張りになります。

その結果、様々な影響が考えられます。本号の「会計基準見直しへの対応について」でも述べていますが、例えば、自らの実力と比較して過大な退職給付制度を実施しているような企業（自己資本と比較して退職給付債務が極端に大きいような企業）は、自己資本の毀損リスクへの懸念から制度の縮小（または退職給付債務を計上する必要のない拠出建制度への移行）を迫られる可能性があります（ただし、拠出建制度への移行に際して、加入者の獲得する運用収益を低く見積もると給付建制度に比較して毎年の費用は増加する可能性があります）。

あるいは、従来は業績への影響を懸念するがゆえに、過度に保守的な運用（極端なリスク回避型運用）を行っていた企業では、資金効率の向上（長期的な拠出金水準の圧縮）を狙ってある程度のリスクを取った運用戦略が必要になるかもしれません

現在は未だ公開草案の段階ですので断定的なことはいえませんが、新しいIAS19号が確定した段階では、それぞれの企業において経営戦略の中で退職給付制度をどのように位置づけ運営するのかを深く検討する必要があるでしょう。

（注1）ただし、株主との取引（配当金の支払い、増減資、自社株買いなどを除きます）

日本基準の見直し（1）

～未認識項目の貸借対照表での即時認識～

《要約》

日本の退職給付会計見直し議論のステップ1に当たる改正案が公表されました。この改正案は、数理計算上の差異等を貸借対照表で即時認識することが最大のポイントです。一方、退職給付費用の算出方法については検討の対象外とされたため、引き続き発生した数理計算上の差異は遅延認識で処理されることとなります。今般公表された国際会計基準の公開草案との差異については、今後ステップ2で解消される方向であると考えられます。

日本基準の見直しは、ステップ1、ステップ2の二段階で行われるスケジュールになっていますが、ステップ1の公開草案が3月18日に公表されました。ステップ1の見直しでは、いくつかの見直しが行われています。中でも、今回の見直しの最大のポイントは、資産・負債の時価変動を貸借対照表で即時認識することと考えられます。その概要とほぼ同時期に公表された国際会計基準の即時認識との差異についてご紹介します。

1. 貸借対照表での数理計算上の差異の即時認識を実施

3月18日に会計基準委員会から「退職給付に係る会計基準」の公開草案が公表されました。昨年9月に同委員会から公表されたプロジェクト計画表において、退職給付に関する基準見直しは、ステップ1、ステップ2と二段階に分けて行われるスケジュールとされましたが、このたび公表された公開草案はそのステップ1にあたるものです。

国際会計基準とのコンバージェンスが進められるなか、すでに退職給付会計に関しても大きな差異は解消されましたが、このステップ1では以下のような改正が行われています。

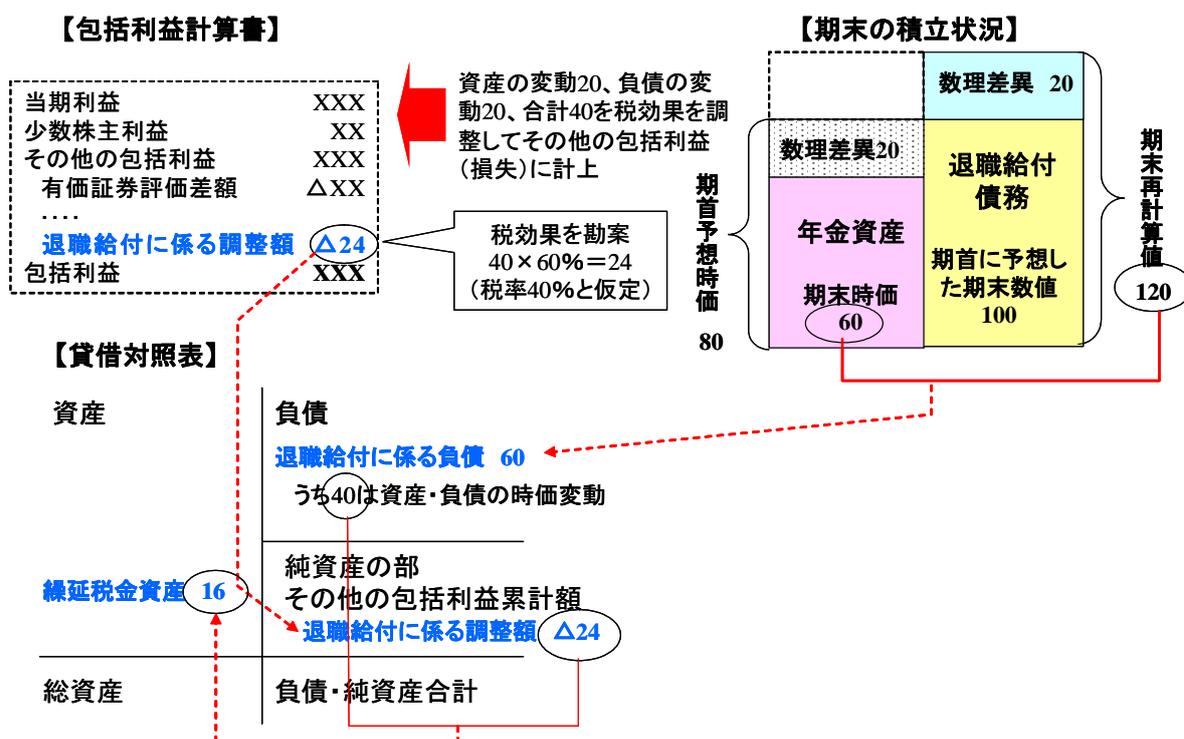
- ① 未認識項目の貸借対照表での即時認識
- ② 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し
- ③ 開示項目の拡充
- ④ 複数事業主制度の取り扱いの見直し
- ⑤ 長期期待運用収益率の考え方の明確化
- ⑥ 名称等の変更（退職給付引当金⇒退職給付に係る負債など）

これらの中で大きな変更点は、①～③となりますが、中でも最もインパクトが強いのが数理計算上の差異等の貸借対照表での即時認識であると考えられます。

具体的には、当期に発生した数理計算上の差異を包括利益計算書（注1）の「その他の包括利益」に計上したうえで、退職給付に関する積立状況を貸借対照表に反映することになります。通常、資産価格が下落した際には、損益計算書に損失（評価損）を計上したう

えで、貸借対照表上の帳簿価格を引き下げますが、包括利益の導入に伴い、評価損益等をその他の包括利益として計上することになり、数理計算上の差異をその他の包括利益で計上し、貸借対照表に期末の退職給付債務と年金資産の差額を計上することになります。

(第1図) 貸借対照表における即時認識のイメージ



ちなみに、発生した数理計算上の差異は、「退職給付に係る負債調整額」という科目でその他の包括利益に計上されます。さらに、過去発生分の残高に当期発生分が加減され、貸借対照表にはその累積額が表示されることとなります。なお、数理計算上の差異をその他の包括利益に計上する際には、税効果が勘案されることとなります。したがって、税効果が適用される場合、その他の包括利益に計上される損益は法人税相当分だけ少なく表示され、当該法人税見合いとして繰延税金資産ないし繰延税金負債が計上されます(数理計算上の差異が損失の場合は繰延税金資産が、利益の場合は繰延税金負債が計上されます)。言うまでもなく、税効果は将来の課税所得が見込める場合に適用されるため、すべてのケースで適用されるわけではありません。

第1図では数値例を示しています。期末に発生した数理計算上の差異は資産サイドで20、負債サイドで20の合計40(損失)です。この40は税効果が勘案され、その他の包括損失24を計上し、同額だけその他の包括利益の累積額(退職給付に係る負債調整額)が純資産の部に計上され、純資産が減少することとなります。同時に繰延税金資産16(=40-24)を資産に計上し、退職給付にかかる負債として発生した時価変動分(40)を含めた退職給

付債務と年金資産の差額 60 が計上されることとなります。

参考までに、適用初年度の仕訳を以下に示します。適用初年度においては、当年度発生した数理計算上の差異と過去分の累計を一括で処理することとなります。したがって、包括利益計算書でその他の包括利益累積額として損益を計上し、同額の退職給付に係る負債調整額がその他の包括利益累積額として貸借対照表に計上されます。

＜適用初年度期末における未認識項目の処理＞

| | | | | |
|-----------------|----|---|-----------------|----|
| (借方) 退職給付に係る調整額 | 40 | ／ | (貸方) 退職給付に係る負債 | 40 |
| (借方) 繰延税金資産 | 16 | ／ | (貸方) 退職給付に係る調整額 | 16 |

このように負債及び資産の当期の時価変動について、評価損益を含めすべてを包括利益として反映する結果、貸借対照表には退職給付債務と年金資産の差額が表示されることとなります。従来、貸借対照表の負債の部に計上される際、勘定科目は退職給付引当金でしたが、引当金の定義を満たさなくなるため（注2）、今後は“退職給付に係る負債（積立超過の場合は、退職給付に係る資産）”と表示されることとなります。

公開草案では、適用時期を平成23年4月1日以降に開始される事業年度の期末からとしており、3月決算企業であれば、平成24年3月期決算期末となります。

2. 費用の算出方法は従来通り

このように、ステップ1では資産・負債の時価変動について、貸借対照表での即時認識が行われることになりましたが、損益計算書での退職給付費用の算定方法については変更が加えられていません。したがって、発生した数理計算上の差異はその他の包括利益に計上されますが、当期もしくは翌期以降に従来通り一定期間で費用に織り込まれることとなります。

その遅延認識による費用処理の過程では、その他の包括利益累積額として計上された退職給付に係る負債調整額は費用処理された分だけ減少し、一方で費用処理された額は当期利益の増減を通じて利益剰余金の増減に反映されることとなります。結果的にその他の包括利益が増減した額だけ利益剰余金が増減することとなります。同じ額がその他の包括利益から利益剰余金へ振り替えられるため、純資産の額が変わることはありません（当期利益とその他の包括利益の包括利益の合計額である包括利益の額も変わりません）。このようにその他の包括利益に計上された、いわゆる未実現損益を当期利益に振り替える処理は、いわゆる“リサイクリング（組み替え調整）”と呼ばれる処理です。

今般、公表された国際会計基準の見直し案では、その他の包括利益に計上された再測定は、リサイクリングしないことになっており、これが日本基準と国際会計基準との大きな差異になります。したがって、ステップ2では、このリサイクリングの問題について、議論が行われることになると考えられます。

また、国際会計基準の公開草案では、①費用が要素毎に分解表示される、②費用要素のうち期待運用収益はなくなる、一方で、③利息費用は（退職給付債務一年金資産）×割引率で算出する純利息費用となる、という見直しが行われています。これらも、ステップ2で検討されることになると考えられます。

3. 国際会計基準の公開草案との差異

このようにステップ1として公開された今回の公開草案は、同時期に公表された国際会計基準とは退職給付費用の算出や表示方法の点で大きな差異があります。もともとステップ1では損益計算書における取扱いは検討対象外とし、国際会計基準での方向性を確認してから議論するという考えであったため、差が生じること自体は予想された結果ではありません。

具体的な差異は、第1表に示したとおり、主に損益計算書での表示方法の問題です。特に、“リサイクリング”の有無や退職給付費用の構成要素毎の分割表示とその構成要素の違いは極めて大きな差異であるといえます。

(第1表) 日本基準の公開草案(ステップ1)と国際会計基準(公開草案)の相違点

| | 日本基準(ステップ1) | 国際会計基準(公開草案) |
|----------------------|--|---|
| BS即時認識 | 実施 | 実施 |
| 損益計算書(包括利益計算書)での取り扱い | 変更せず(純額表示、遅延認識：リサイクルを実施) <費用の構成要素> ・勤務費用 ・利息費用 ・期待運用収益 ・未認識項目の費用処理額(過去勤務費用) (数理計算上の差異) | 要素を一部変更し、要素毎に分解表示 <費用の構成要素> ・勤務費用(過去勤務費用を含む営業費用に表示) ・純利息費用(財務費用に表示) ・再測定(その他の包括利益に表示：リサイクルせず) |

もっとも、仮に大きな差異があったとしても、日本の会計基準は国際会計基準とのコンバージェンスを推進していくことは合意済みであり、国際会計基準を強制適用するいわゆる“アドプション”も検討が続けられています。したがって、コンバージェンスという観点からはステップ2において日本基準を国際会計基準と同等の基準に改正することが進められることになり、一方では国際会計基準自体が強制適用される可能性もあるわけです。いずれにせよ、今回の公開草案に沿った内容で国際会計基準が見直されることになれば、日本の企業も将来的には同等もしくは同じ会計処理を行うことになるわけです。その意味からは、今回の見直しは過渡的なものであり、将来見直されることになる可能性が高いと

いえませう。

(注1) 昨年12月25日にASBJから「包括利益の表示に係る会計基準(案)」などが公表され、現在、日本でも包括利益の報告を求める提案がなされています。今回の基準見直しは、日本において包括利益、その他の包括利益が報告されることを前提としています。仮に「包括利益の表示に係る会計基準(案)」などの導入が見送られた場合は、株主資本等変動計算書にて時価変動を計上し、貸借対照表に反映する方法が見込まれています。

(注2) 引当金については、企業会計原則注解18において「将来の特定の費用又は損失であって～中略～当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部または資産の部に記載するものとする」とあります。つまり、その他の包括利益で計上しても当期の費用として処理されないため、引当金の定義を満たさないということになります。

日本基準の見直し(2)

～退職給付見込額の期間帰属方法の見直しについて～

《要約》

日本の退職給付会計の見直しについて公開草案が公表され、退職給付債務の計算方法の見直しとして「退職給付見込額の期間帰属方法」の改正案が示されました。これは、現行の日本基準と国際会計基準の相違点である期間帰属方法について、国際会計基準の方法を日本基準として採用するというものです。なお、公開草案では現在、日本基準で認められている期間定額基準の方法についても選択肢として残すこととしており、急激な基準変更を緩和する措置がとられています。

今回の見直し案を理解するうえで、まず期間帰属方法とは何かを考え、現行の国際会計基準、日本基準の違いについて触れた上で、公開草案の内容を紹介します。

1. 期間帰属方法とは

退職給付会計の処理を行う上で基本となるのは、退職給付債務です。その退職給付債務の算出は3段階で行われます。まず、将来の退職時を予想し、支払われる退職給付見込額を計算します。次に、決算時点までの勤務に対応する額を算出するために期間配分計算を行います。最後に、割引率に基づき割引計算して現在価値を算出します。

退職給付債務 ⇒ 将来の給付見込み額のうち、現在までの勤務で発生した額の現価

① 退職給付見込額

×

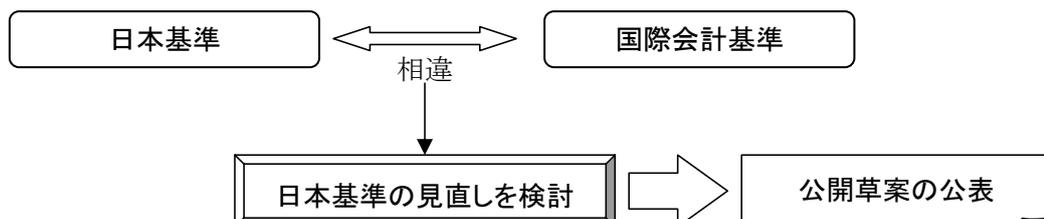
② 期間配分計算

×

③ 割引計算

論点

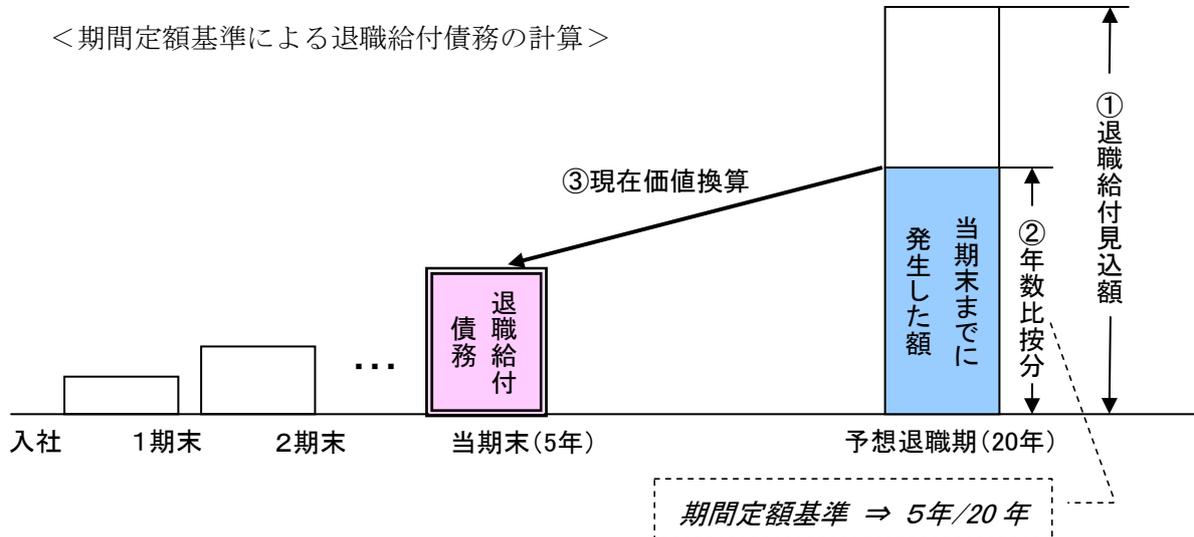
期間帰属方法とは、第2段階の期間配分計算においてどのように各期間に配分するかの方法を言います。要するに、退職時に支払う「退職給付見込額」のうち、決算時点までに発生している額を計算する方法です。この計算方法について日本基準と国際会計基準で相違しているため、日本基準の見直しを行なうべきかが論点となりました。



2. 現行の日本基準における期間帰属方法

現行の日本基準では、原則として期間定額基準にて計算を行うこととされています。

< 期間定額基準による退職給付債務の計算 >



また、日本基準では期間定額基準の他に、一定の条件を満たす場合に給与基準や支給倍率基準、ポイント基準による方法が認められています。

(第1表) 日本基準における期間帰属の方法

| | 期間帰属の方法 | 認められるケース |
|--------|---|---|
| 期間定額基準 | 退職給付見込額を全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法 | 原則の方法。 |
| 給与基準 | 全勤務期間における給与総支給額に対する各期の給与額の割合に基づいた額を各期の発生額とする方法 | 全勤務期間の給与額を体系的に定めていて、退職給付の算定基礎となる各期の給与額に <u>各期の労働の対価が合理的に反映されていると認められる場合には用いることが認められる。</u> |
| 支給倍率基準 | 全勤務期間における支給倍率に対する各期の支給倍率の増加額の割合に基づいた額を各期の発生額とする方法 | 支給倍率基準を用いることは適当ではない。ただし、支給倍率の増加が <u>各期の労働の対価を合理的に反映していると認められる場合には用いることができる。</u> |
| ポイント基準 | 全勤務期間におけるポイントに対する各期のポイントの増加分の割合に基づいた額を各期の発生額とする方法 | ポイント制を採用している場合で、そのポイントの増加が <u>各期の労働の対価を合理的に反映していると認められる場合には、用いることができる。</u> |

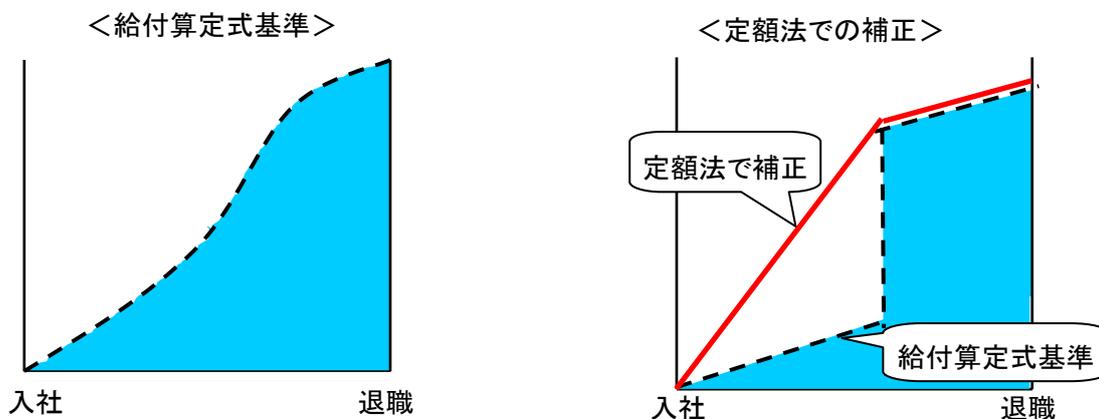
第1表のとおり、期間定額基準以外の方法は、労働の対価を合理的に反映しているといえない限り用いることができないため、原則的な方法である期間定額基準を採用している企業が多いようです。

日本基準を規定している「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」には、期間定額基準が国際的にも合理的で簡便な方法であると考えられているとし、この方法を原則的な方法としています。実際、国際会計基準では、当該意見書が発表される前に公開草案を発表し、期間定額基準に類似した方法を提案していましたが、最終的には給付算定式に従う方法が採用されました。この結果、日本の期間帰属方法は国際会計基準の方法と相違する方法となってしまったという経緯があります。

3. 現行の国際会計基準における期間帰属方法

前記のとおり、国際会計基準の期間帰属方法は、給付算定式に従う方法とされています。しかし、「勤務期間の後期における給付算定式に従った給付額が、初期よりも著しく高い水準となるとき」には、給付額を定額法により給付を帰属させなければならないとされています。

(第1図) 現行の国際会計基準における期間帰属方法



第1図の左は、給付算定式基準のイメージです。点線は、給付算定式に沿って期間帰属させることを示しています。ただし、右図のようにある一定年齢で給付が著しく高くなる給付カーブの場合、図の太線のように給付が高くなるまでの期間で定額按分により配分する必要があるとされています。

4. 公開草案では、国際会計基準との選択制に

公開草案で示された改正案では、期間定額基準と国際会計基準による方法の選択制が認められ、どちらの基準を採用するかについての要件などは特に示されていません。

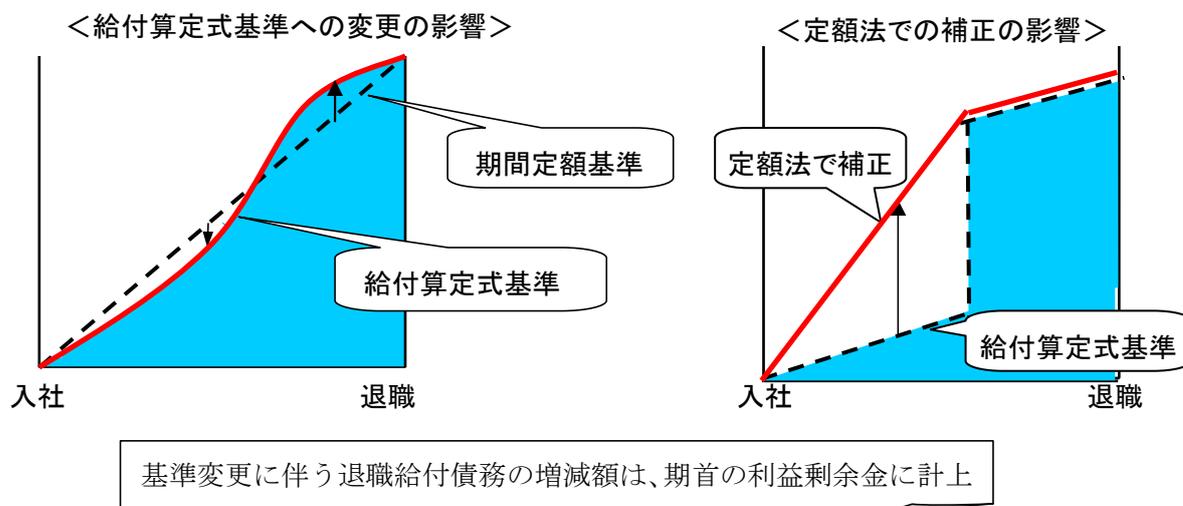
適用時期は、平成24年4月以後開始する決算期の期首とされました。公開草案で示され

た他の改正項目は平成23年4月以後開始する決算期の期末とされていますが、期間帰属方法については、翌年度からの適用となります。適用時期を遅らせているのは、退職給付債務の計算等の実務上の負担を考慮したためと思われます。

期間帰属の方法を変更した場合、退職給付債務の額が変動することになります。この変動額は、会計基準の適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額として、期首の利益剰余金に加減することと提案されています。すなわち、適用年度の費用（損益計算書）には影響せず、直接資本の部の増減として調整されることになり、特別損益等は発生しないわけです。

会計処理方法の変更は合理的な理由がある場合に実施することができます。給付算定方式が選択肢とされたことは会計基準の変更にあたるため、変更する合理的な理由に該当します。したがって給付算定方式がより実態を表していると判断すれば、期間帰属方法を変更することが可能です。ただし、他の会計処理方法と同様に、いったん採用した方法は原則として、継続して適用しなければなりません。また、期間帰属の方法は、注記項目として開示することが求められます。

(第2図) 期間定額基準と給付算定式基準の相違



期間定額基準から給付算定式基準に変更した場合の退職給付債務への影響は、給付額のカーブや従業員の状況（年齢構成、脱退率等）によって異なり、増加する場合と減少する場合がありますと考えられます（第2図の左参照）。ただし、ある年齢で著しく給付額が高くなる制度で定額法による補正を行なった場合には、期間定額基準よりも配分額が大きくなることになり、退職給付債務が大きくなり利益剰余金が減少する可能性が高いと思われます（第2図右参照）。もっとも、これはあくまで期間配分の変更であり、最終的な給付額（支払額）が増減するわけではありません。したがって、基準変更によって退職給付債務が大きくなれば、その後の勤務費用は減少することになります。すなわち、利益剰余金が一時

的に減少しても、その後の期間で費用が減少するため、期間全体を通算すると企業収益への影響は中立であるといえます。

5. 公開草案における論点

国際会計基準と同様の方法を日本の退職給付制度に適用する場合の実務上の論点を考えてみます。

(1) 「給付算定式」の解釈

公開草案でも、国際会計基準の表現と同様、「給付算定式」という言葉が使われています。海外の一般的な退職給付制度は、給与に支給率を乗じて給付額を計算するものであり、この場合、給付算定式は支給率を指しているものと解釈されています。これと同様に考えれば、現行の日本基準で認められている支給倍率基準は給付算定式基準と同じということになります。

日本の制度は、ポイント制やポイントに基づくキャッシュバランスプランなど、複雑な給付体系があり、ポイントを給付算定式とみなして計算してよいのかどうかという論点があります。つまり、ポイントには給与の要素（性質）はなく、全部が給付算定式の要素（性質）と整理するのかどうかという点です。ポイントを給付算定式とみなすと、現行の日本基準で認められるポイント基準が給付算定式基準と同じということになります。

(2) 「著しく後加重」の判断基準

国際会計基準の規定においても定額法による補正を行う場合の判断基準には、「著しく高い水準の給付」という言葉が使われていますが、「著しく」に関する指針は示されていません（注1）。以下のような説例が掲載されているものの、いずれも、ある条件で一括で給付が行われる事例のため、あまり参考にならないと思われます。

- 説例1. 10年間の勤務後に権利確定する1,000の一時金給付を支払う。当該制度は、その後の勤務に対して追加の給付は支給しない。
- 10年間の各年に100 ($1,000 \div 10$) の給付を帰属する。
- 説例2. 20年間の勤務の後に55歳で雇用されているか、又は勤務期間を問わず、65歳で雇用されている従業員に2,000の一時金での退職給付を支払う。
- 35歳前に入社した従業員 → 35歳～55歳の各年に100 ($2,000 \div 20$)
35歳～45歳に入社した従業員 → 最初の20年の各年に100 ($2,000 \div 20$)
55歳で入社した従業員 → 最初の10年の各年に200 ($2,000 \div 10$)

米国基準でも同様の規定があり、「総給付の全部または過大な部分を勤務の後期の年度に配分し」という表現が使われていますが、具体的な指針はありません。このように具体的な指針が示されていない1つの理由として、海外においては、給付カーブが後加重となる制度が一般的でないことも考えられます。

一方、日本の退職給付制度では、一定の勤務期間を経て給付額が急増する制度が多いため、後加重となる給付カーブは多くみられます。果たしてこれがどの程度なら「著しく」と判断するのかが論点といえます。

ただ、国際会計基準で細かな規定が設けられていないのは、国際会計基準が原則主義に基づく基準であることも理由の1つであるといわれています。そうであれば、日本基準として指針を示すことは、コンバージェンスの観点から困難であると考えられます。公開草案へのコメントなどによって本件の見解が示されるかは注目したいところです。

なお、国際会計基準の見直しの議論において、退職給付債務の概念自体の見直しが検討項目としてあげられています。これは、2011年完了に向け現在進められているまでの見直しの範囲には入っていませんが、将来の検討課題としてあげられています。見直しの可能性がある点に留意が必要と思われれます。

(注1) IAS19号見直しの公開草案では「著しく後加重」を判断する際には、「将来の昇給を含めて判断する」ことが明示されています。

日本基準の見直し (3)

～割引率の設定基準の変更とその影響～

《要約》

退職給付債務を算出する割引率について、国際会計基準と同様に、「原則として退職給付の見込支払日までの期間毎に設定された複数の割引率を使う」こととなります。実務上は給付見込期間と給付金額を反映した単一の加重平均割引率を使うこともできるとされています。ただ、原則的な方法、代替的な方法とも実務対応については今後の検討が必要です。

日本基準の公開草案では、退職給付債務及び勤務費用の割引率の設定方法が見直されています。詳細に関しては、今後年金数理人など実務担当者も交えて、算出方法などが検討されると思いますが、ここでは想定される範囲でその内容について検討してみます。

1. 原則は複数の割引率で債務を割引き

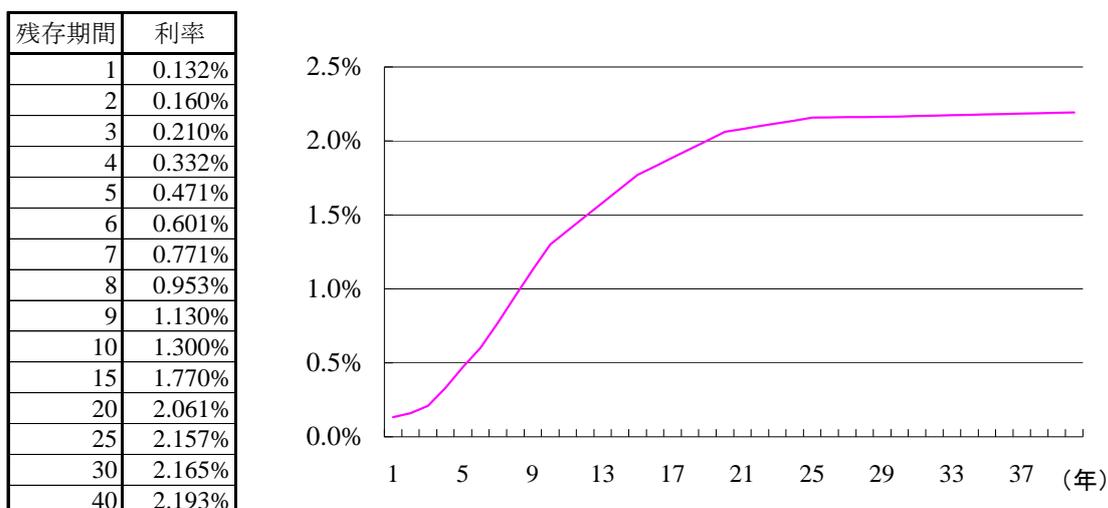
現在の実務基準では、割引率に関して安全性の高い長期の債券の期末の利回りを基準に設定することとされています。長期というのは、退職給付の見込み支払日までの平均期間を原則とし、実務上は平均残存勤務期間に近似した年数とすることができるとされています。実際には、日本の企業は平均期間を基準にして単一の割引率を設定し、その割引率を使って退職給付債務を算出することが一般的だと思われます。

これに対し、今回の見直し案では、「割引率は、退職給付の見込支払日までの期間ごとに設定された複数のものを使用することを原則」とし、「実務上は、給付見込期間及び退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用することもできる」とされています。

今回、日本基準で原則とされた方法は、国際会計基準あるいは米国の会計基準において原則的な方法として使われている方法です。具体的には、1年後に発生する給付は残存期間1年の債券の利回りで、10年後に発生する給付であれば残存期間10年の債券の利回りで算出する、つまり各年限の債券利率すなわちイールドカーブに基づいて割引くことが求められます。

現在のように単一の利回りで割引くケースでは、平均的な残存勤務期間に対応する債券の利回りが増減すると退職給付債務の金額が変動することになります。これに対して、複数の割引率で退職給付債務を算出するようになると、イールドカーブの形状も退職給付債務の額に影響を及ぼす可能性があります。ちなみに、経済情勢や需給関係で残存期間が短い債券の金利が相対的に上昇したり、あるいはその逆になったりすることがあり、その結果、イールドカーブの形状は変化します。発生する給付時期に対応する期間の金利が変化しても、退職給付債務の額が変化する可能性もあるわけです。

(第1図) イールドカーブの例



(注) 財務省 HP のデータ (平成 22 年 4 月 28 日) を基に作成

今般の会計基準の変更では、退職給付債務で発生した数理計算上の差異を即時認識することになるため、当年度の決算を行うために期末の退職給付債務の算出は必須となります(注1)。そうすると、期末の退職給付債務の値は今まで以上に迅速に算出することが必要になります。そうでなくとも、期末に金利が変動した場合にどのように対応するかはこれまで課題になっていましたが、原則的な方法で割引率を設定することになれば、金利の変化だけでなくイールドカーブの形状変化にも注意することが必要になるかもしれません。退職給付債務決算発表までの短い期間に計算を間に合わせるために、どのような対応をするかは今後の課題といえそうです。

なお、国債のイールドカーブについては、財務省の HP で閲覧することが可能です。社債についても、日本証券業協会の HP で格付機関毎に格付けマトリクス(社債格付ランク毎の残存期間別の利回りを表示)が公表されており、そこから情報を入手することが可能です。ただ、日本では残存期間が15年を超す社債は、発行されている銘柄数が極端に少ないという事情があります。年金による支給であれば、退職後15~20年行うことが自然であり、在職中から通算すると給付までの期間は20年を優に超すこととなります。15年を超える年限のデータの入手ができない場合があり、信頼性に乏しいということになれば、会計数値の算出根拠とするには難しいのではないかと懸念が残ります。国際会計基準では優良な債券について、一時国債を排除して社債のみにするという議論がなされたこともありますが(注2)、現実的に日本ではその対応が困難であるといえます。

2. 考えられる代替的方法

一方、実務対応指針では、前記のとおり「実務上は、給付見込期間及び退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用することもできる」とされています。その算定に

あたっては、「退職給付の支払が見込まれる時期だけではなく、退職給付の額を加味する必要がある」とされています。単純に考えると、支払までの期間と各年の給付配分額との積で加重平均の平均期間を求める方法が想定されます（<ご参考>参照）。

さらに、現在でも実務において退職給付債務の額を補正する目的で、予め2つの異なった割引率での計算結果から割引期間を推計して、別の割引率の計算結果とすることが行われています。この補正計算の計算過程で求められる割引期間を加重平均の割引期間としてその期間に対応する金利を割引率として利用できるのではないかという意見もあるようです。いずれにせよ、こうした対応を含め、具体的にどのような方法が認められるかは、今後検討されていくと考えられます。

<ご参考>イールド、平均残勤務年数、加重平均による割引きの差異

| | 給付配分額 (A) | 残勤務 年数(B) | 割引率 | イールドによ る割引額 | (A)×(B) | 平均残勤務年 数での割引き | 加重平均期間 での割引き |
|----|--------------|--------------|--------|----------------|---------|------------------|-----------------|
| 1 | 10 | 29 | 2.163% | 5.4 | 290 | 6.0 | 6.8 |
| 2 | 20 | 28 | 2.162% | 11.0 | 560 | 12.2 | 13.8 |
| 3 | 30 | 27 | 2.160% | 16.8 | 810 | 18.7 | 21.0 |
| 4 | 40 | 26 | 2.159% | 23.0 | 1040 | 25.3 | 28.4 |
| 5 | 50 | 25 | 2.157% | 29.3 | 1250 | 32.2 | 36.0 |
| 6 | 60 | 24 | 2.138% | 36.1 | 1440 | 39.4 | 43.7 |
| 7 | 70 | 23 | 2.119% | 43.2 | 1610 | 46.8 | 51.7 |
| 8 | 80 | 22 | 2.099% | 50.7 | 1760 | 54.4 | 59.8 |
| 9 | 90 | 21 | 2.080% | 58.4 | 1890 | 62.3 | 68.2 |
| 10 | 100 | 20 | 2.061% | 66.5 | 2000 | 70.4 | 76.8 |
| 11 | 110 | 19 | 2.003% | 75.5 | 2090 | 78.8 | 85.6 |
| 12 | 120 | 18 | 1.945% | 84.8 | 2160 | 87.5 | 94.6 |
| 13 | 130 | 17 | 1.886% | 94.6 | 2210 | 96.5 | 103.9 |
| 14 | 140 | 16 | 1.828% | 104.8 | 2240 | 105.7 | 113.4 |
| 15 | 150 | 15 | 1.770% | 115.3 | 2250 | 115.3 | 123.1 |
| 16 | 160 | 14 | 1.676% | 126.8 | 2240 | 125.2 | 133.0 |
| 17 | 170 | 13 | 1.582% | 138.6 | 2210 | 135.3 | 143.2 |
| 18 | 180 | 12 | 1.488% | 150.8 | 2160 | 145.8 | 153.6 |
| 19 | 190 | 11 | 1.394% | 163.2 | 2090 | 156.7 | 164.3 |
| 20 | 200 | 10 | 1.300% | 175.8 | 2000 | 167.8 | 175.3 |
| 21 | 210 | 9 | 1.130% | 189.8 | 1890 | 179.3 | 186.5 |
| 22 | 220 | 8 | 0.953% | 203.9 | 1760 | 191.2 | 198.0 |
| 23 | 230 | 7 | 0.771% | 218.0 | 1610 | 203.4 | 209.7 |
| 24 | 240 | 6 | 0.601% | 231.5 | 1440 | 216.0 | 221.7 |
| 25 | 250 | 5 | 0.471% | 244.2 | 1250 | 229.0 | 234.0 |
| 26 | 260 | 4 | 0.332% | 256.6 | 1040 | 242.4 | 246.6 |
| 27 | 270 | 3 | 0.210% | 268.3 | 810 | 256.2 | 259.5 |
| 28 | 280 | 2 | 0.160% | 279.1 | 560 | 270.3 | 272.7 |
| 29 | 290 | 1 | 0.132% | 289.6 | 290 | 285.0 | 286.2 |
| 合計 | 4,350 | 435 | | 3,751 | 44,950 | 3,655 | 3,811 |

参考として、①各勤続年数毎に従業員が1人ずつ在籍し、②全従業員が定年まで勤務し、③定年時に一時金300を受給する、という前提で3つの方法で退職給付債務を計算してみました。なお、300の給付は期間定額で各年度に10ずつ配分しています。

まず、イールドカーブによる割引きは各年の給付配分額をその残存勤務年数に対応する割引率で計算しています。具体的には1年目の給付配分額10は割引率2.163%で29年間割引き、29年目は給付配分額290を割引率0.132%で1年間割引いています。結果は3,751となりました。

平均残勤務期間による割引きは各年度の給付配分額を1.770%で割引いています。というのは、このケースでは各勤続年数に在籍する従業員が1人ずつとしており、平均残存期間は15年 $((1+2+3+\dots+29) \div 29=15)$ となるからです。したがって残存期間15年に相当する1.770%で割引いています。結果は3,655となりました。

給付までの期間と給付配分額を勘案した加重平均期間での割引きは、各年度の給付配分額 \times 残存勤務年数の累計額 $((A) \times (B)$ の累計額44,590)を給付配分額の累計額4,350で割ったものです。算出結果である10.3年の割引率を1.328%(10年と11年の利回りを期間配分)として、各年度の給付配分額各々の残存期間で割引いています。結果は3,811となっています。

このケースでは、平均残存勤務年数での割引きで算出した結果が最も少なく表示され、以下イールドカーブ(各年毎の複数の割引率)による割引き、加重平均期間による割引きという順になっています。一時金での給付を前提としているため、平均残存勤務期間で割引く場合、給付が相対的に大きく、残存勤務期間が短い高齢者の債務について、残存期間より長い期間の金利(高い割引率)で割引くことになり、他の方法より退職給付債務が少なく計算されたと考えられます。

ただし、実際の退職給付債務の計算結果は給付発生カーブや年齢分布(人員構成)、一時金・年金の選択率など様々な要因によって異なります。したがって、どの割引率を使うとどうなるのかについては、一概には言えません。

(注1) 数理計算上の差異の処理を翌年から行う場合には、当期に発生した数理計算上の差異は損益計算書や貸借対照表に反映されません。期末の退職給付債務の再計算値は期末の会計処理には必ずしも必要ではなく、注記事項として開示する時点までに算出されていればよいわけです(年金資産の期末時価も同様です)。

(注2) 優良社債のイールドで割引く(市場の厚みがない場合には優良社債のイールドを一定の方法で推計し、国債は使用しない)という改正案は2009年12月に棄却され、現在のIAS19号の内容は変更されていません。

日本基準の見直し (4)

～開示項目の拡充～

《要約》

公開草案では、現在の国際会計基準で求められているのと同等の情報開示を求めています。制度の運営やリスク管理について、その実態が明示されるようになると、企業の説明責任（アカウンタビリティ）が一段と増すものと考えられます。

退職給付については注記事項で追加情報を開示することになっています。現在でも比較の詳細な開示が求められますが、今回の基準改正では国際会計基準で採用されている項目を中心に、さらに拡充が図られています。公開草案に示された注記事項は以下の通りです。

- (1) 退職給付の会計処理基準に関する事項
- (2) 企業の採用する退職給付制度の概要
- (3) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- (4) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- (5) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付に係る負債及び資産への調整表
- (6) 退職給付に関連する損益
- (7) その他の包括利益で計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳
- (8) 貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳
- (9) 年金資産に関する事項（年金資産の主な内訳を含む）
- (10) 数理計算上の計算基礎に関する事項
- (11) その他の退職給付に関する事項

※ ○ …… 追加された項目

△ …… 一部が追加・変更された開示

以下では、今回の改正案で追加された開示項目について、ご案内します。なお、実際の記載内容は各企業の実情等に応じて行うことになる点にご留意ください。

・「退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表」

従来は期末時点の額を記載するだけでしたが、期首から期末までの変動を要因毎に開示することになります。従来、勤務費用、利息費用は退職給付費用の構成要素として開示されていましたが、新たに給付支払額や連結対象会社の異動などによる増加および減少を表

示します。これにより会計期間中の債務の増減について詳細が分かるようになります。

| | |
|----------------|----------------|
| 期首における退職給付債務 | 200,000 |
| 勤務費用 | 6,900 |
| 利息費用 | 6,000 |
| 制度加入者からの拠出額 | 100 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 500 |
| 外貨換算の影響による増減額 | △900 |
| 給付の支払額 | △11,200 |
| 過去勤務費用の当期発生額 | 750 |
| 企業結合の影響による増減額 | 500 |
| 制度の終了による増減額 | △150 |
| 期末における退職給付債務 | <u>202,500</u> |

・「年金資産の期首残高と期末残高の調整表」

退職給付債務同様、年金資産も増減の状況を要因別に開示することになります。特に、年金制度への拠出額の開示、および期待運用収益と数理計算上の差異を分けて表示することがポイントです。結果的に、積立てと運用という要因毎の資産変動の明細、あるいは実際のパフォーマンスが判明することになるからです。また、退職給付債務、年金資産各々の調整表が開示されることにより、数理上の差異は債務側から発生した額と資産側から発生した額が分かることにもなります。

| | |
|----------------|----------------|
| 期首における年金資産 | 140,000 |
| 期待運用収益 | 5,250 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △1,050 |
| 外貨換算の影響による増減額 | △300 |
| 事業主からの拠出額 | 10,300 |
| 制度加入者からの拠出額 | 100 |
| 給付の支払額 | △8,000 |
| 企業結合の影響による増減額 | 300 |
| 制度の終了による増減額 | △100 |
| 期末における年金資産 | <u>146,500</u> |

退職給付信託が設定された制度(退職一時金制度を除く。)における、退職給付信託及びそれ以外の年金資産の期末の時価はそれぞれ8,000及び36,500であり、期末の退職給付債務は51,300である。

・「退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付に係る負債及び資産への調整表」

退職給付債務について、積立型制度と非積立型制度の内訳を記載します。つまり、積立

型制度の積立状況（＝退職給付債務と年金資産の対比）、非積立型制度の退職給付債務が分けて記載されることになり、制度ごとの積立状況が明らかになります。

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付に係る負債及び資産への調整表

| | |
|---------------------|---------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 151,500 |
| 年金資産 | △146,500 |
| | 5,000 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 51,000 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>56,000</u> |
| 退職給付に係る負債 | 58,000 |
| 退職給付に係る資産 | △2,000 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | <u>56,000</u> |

・その他の包括利益で計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳

現在は、数理計算上の差異や過去勤務費用について、当期の費用処理額および未認識残高を開示しますが、改正案ではさらに当期発生額や費用処理に係る組替調整の合計を記載することになります。なお、過去勤務費用は現行の過去勤務債務を名称変更したものです。国際会計基準における名称（past service cost＝過去勤務費用）との統一や年金財政計算上の過去勤務債務と異なることを明確化するのが変更の理由であり、内容は変更ありません。

・年金資産に関する事項

年金資産のアセットアロケーション、長期期待運用収益率の設定方法について記載します。年金資産の主な内訳として株式・債券などの種類ごとの割合又は金額の開示が求められるようになり、運用方針や年金資産のポートフォリオが明らかになります。

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する年金資産の主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

| | |
|-----|-------------|
| 株式 | 25% |
| 債券 | 45% |
| 現金 | 10% |
| 不動産 | 8% |
| その他 | 12% |
| 合計 | <u>100%</u> |

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

また、長期期待運用収益率の設定方法について、その根拠を示すこととなります。長期期待運用収益率とは、現行の期待運用収益率の取扱いを明確にしたものです。現行の「保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して算定する」という期待運用収益率の定義に、「年金資産が退職給付に充てられるまでの時期」も考慮するよう追記されました。そもそも年金資産は、将来の退職給付に充てるために積み立てているものであり、期待運用収益率も長期的な視点で設定するよう明記されたわけです。ただし、これはあくまでも基準の明確化であり、変更ではありません（それに伴い、名称も従来の期待運用収益率から長期期待運用収益率に変更されています）。

・数理計算上の基礎率に関する事項

現行で開示されている基礎率は、割引率、期待運用収益率、退職給付見込額の期間配分方法、過去勤務債務・数理計算上の差異の処理年数などです。これに加え、予想昇給率、一時金選択率などの開示が加えられます。

予想昇給率とは、現行の予定昇給率のことです。現行の予定昇給率の設定には、確実に見込まれる昇給を合理的に推定すると定められていますが、改正案では予想される昇給も昇給率に見込むこととされています。

また、退職給付見込額の期間配分方法については、「退職給付の会計処理基準に関する事項」という項目で開示されることとなります。

・その他の事項

その他の事項として、翌期のキャッシュアウトの予想額を開示することが求められます。ここでいうキャッシュアウトは、外部積立をする年金制度の掛金拠出額、外部積立をしない退職一時金制度の給付額を想定しています。年金の給付額は事業主からのキャッシュアウトを伴わないため、この開示対象にはなりません（年金資産の調整表に反映されます）。

ちなみに、国際会計基準では退職給付債務、年金資産の期末残高とそれらの差額、並びに退職給付債務、年金資産に関する実績修正額（あらかじめ定めた計算基礎に基づく数値と各事業年度における実際の数値との差異）について、当期を含む5年間の金額の注記が求められます。今回の改正案において、同様の注記も求めるべきか検討が行われましたが、結果的にこの開示は求めないこととされました。

情報開示によって、資産の状況や制度運営に関する方針が明らかになります。年金制度のリスク水準の適正さや運営管理体制について投資家にとって判断材料になると同時に、企業は説明責任を果たすことが必要になると考えられます。

～会計基準見直しへの対応について～

《要約》

国際会計基準における退職給付会計の見直しは3つのポイントがあると考えられます。具体的には、①即時認識でリスク実態が明確になる、②分解表示でリスクとコストが分けられる、③リスクやコストのコントロールへの対応方針や管理体制が情報開示により明示されるという点です。退職給付の経済実態、特にリスクとコストの実態が明瞭になるため、会計基準見直しは制度内容や運営管理を再検討する良い機会であるとも考えられます。

即時認識を含む会計基準の見直しは、今までの会計処理を大きく変えるものです。それだけに企業行動にも影響を与えるかもしれません。そこで今回の会計基準の見直し、特に国際会計基準の見直しの意義を考え、企業はどのような対応をすべきかを検討してみます。

1. 会計基準変更が企業行動に与える影響

退職給付会計については、国内外で基準の見直しが行われますが、一連の見直しにおいて、ポイントとなる点は3つあると考えられます。具体的には、①即時認識、②費用の分解表示、③情報開示の充実の3点です。この3つは相互に関連しつつ、退職給付に係る経済実態を今まで以上に正確に反映することになると考えられます。逆に言えば、退職給付の経済実態が明確に表れる基準の改正によって、企業は退職給付に対してどのように対応すべきかがより明確に見えてくる可能性があると思われれます。

振り返ってみると、今般の見直しで最も関心を集めたのは、資産・負債の時価変動を即時認識するという点だったと考えられます。なかでも、その時価変動を損益計算書でどのように表示するかが注目を集めました。議論が進められる過程で、いったんは時価変動を当期利益で即時認識するという暫定合意がなされました。それを受けて、「時価変動で本業の収益動向が大きく左右されるようになると確定給付タイプの年金制度の存続は困難になる」などの意見も聞かれました。

論理的に考えると、会計基準が変更されたからといって制度のリスクが増すわけではありません。したがって、会計処理が変更されたことで制度の維持が困難になるというのは理屈にはならないはずです。まして、会計基準の変更自体は企業行動に影響を与えようとして見直されるものではないはずです。

とはいえ、企業は会計数値を通じて評価されるという事実があり、そのため会計数値の変化を意識せざるを得ないという事情があります。したがって、会計基準の変更が結果的に企業行動に影響を与えてしまうという側面がないとはいえません。より重要なことは会

計基準の見直しが退職給付の経済実態やリスクをより正確に反映しようと意図した結果だということです。逆に言えば、従来の基準は退職給付の経済実態やリスクを正確に反映していないと判断されたともいえます。そうした会計基準のもとでは、投資家はもちろん企業自身も退職給付の経済実態を必ずしも正確に把握していなかった可能性がないとはいえません。その意味では企業行動が変わる可能性があるかもしれませんし、あるいは新しい会計基準のもとでは変えていく必要があるのかもしれません。

2. 即時認識によるリスク実態の表面化

2年にも及ぶ議論の結果、国際会計基準委員会で選択された結論は、費用を分解表示したうえで即時認識するというものでした。費用の分解表示と即時認識が行われることにより、退職給付のリスク実態が明らかになると同時に、リスク要素とコストが明確に分離されたと考えられます。つまり、資産・負債の時価変動は、期末時点ですべて企業の財政状態に反映され、結果的に純資産の増減としてリスク実態が表面化することになります。一方で、この変動は期間損益である当期利益の算出には反映されず、その他の包括利益に計上されるため、資産価格の変動は本業の業績変動には影響を与えないことになります。

言うまでもなく純資産は企業価値をみるうえでの1つの重要な指標です。その純資産が即時認識を行うことで大きく影響を受けることになります。例えば、第1表に示したとおり、2008年度の決算期末時点で東証1部上場企業の未認識債務の残高は合計で9.5兆円、自己資本に対して4.6%です。つまり、この時点で全額が認識されたとすると上場企業合計の自己資本は4.6%毀損（法人税率40%として税効果を考慮すると2.8%）することになります。また、金利が1%変動するとPBOは2割程度増減するといわれています。現在の金利水準から1%低下するとは想定できませんが、仮に0.5%低下しPBOが10%程度増加すると自己資本は3.0%程度毀損（税効果考慮後1.8%）することになります。同様に、年金資産が10%変動すると自己資本は2%弱（税効果考慮後1%強）変動することになります。

（第1表）東証1部上場企業の退職給付各指標と自己資本（単位：十億円、%）

| | PBO (A) | 年金資産 (B) | 未認識債 務残高 (C) | 自己資本 (D) | (A)/(D) | (B)/(D) | (C)/(D) |
|------|------------|-------------|-----------------|-------------|---------|---------|---------|
| 製造業 | 40,678 | 25,403 | 6,651 | 122,733 | 33.1 | 20.7 | 5.4 |
| 非製造業 | 21,044 | 10,946 | 2,805 | 81,453 | 25.8 | 13.4 | 3.4 |
| 全産業 | 61,722 | 36,349 | 9,456 | 204,186 | 30.2 | 17.8 | 4.6 |

（注1） 集計対象は東証1部1424社（金融を除き2009年7月末時点で上場している企業）

（注2） FAS158号を採用している会社の未認識債務残高は集計から除いている

（出所）日経メディアマーケティング社データを基に三菱UFJ信託銀行が集計

この数値はあくまで平均値であり、企業によってはより深刻な影響を被る場合があります

す。自己資本の厚みがない企業、あるいは自己資本に対して退職給付債務や年金資産の残高が多い企業は、変動リスクによる影響度合いがより大きくなります。そうした企業に関しては、まずリスクエクスポージャーが適正であるかどうか問われることになるかもしれません。リスクエクスポージャーが過大であると判断したら、資産運用や制度などでリスク水準の適正化を図ることが必要になると考えられます。

3. 分解表示でリスクとコストを分離

費用の分解表示も極めて大きな意味を持つと考えられます。従来の基準では、退職給付費用を構成するすべての要素を純額で表示し、当期損益の算出に反映していました。例えば、勤務費用は当期の勤務に対する労働の対価として支払われる給付額（の現在価値）ですから、当然人件費として把握されるべき額といえます。一方で金利や株式市場の変動で発生する差損益は、本来は直接的な労働の対価として発生するものではありません。しかし、現状の会計基準では、これも人件費の一部として製造コストや一般管理費に反映され、企業収益に影響を及ぼしています。もちろん、年金資産運用の差損益も企業にとってリターンあるいはコストであることは間違いありませんが、本業で獲得した期間損益を正確に測定するという意味では一種の“雑音（ノイズ）”になっていると考えられます。

分解表示では、このノイズが除かれ、リスクとコスト要素が別表示されることとなります。具体的には、勤務費用と従業員等に対して実質的に負っていると考えられる債務の利息である純利息費用（退職給付債務一年金資産）×割引率）が本業の期間損益を算出するための費用として反映されます。それとは別に、債務・資産の時価変動である再測定はその他の包括利益に計上されます。この時価変動は確定した損益ではないため、当期損益計算には反映されず、その他の包括利益に計上されます。

なお、国際会計基準における議論の過程で一時、要素毎に分解表示するものの、再測定についても当期利益の算出に含めるという案が暫定合意されました。仮に、この案で決定されても、リスクとコストとは分離して表示されることになったわけですが、その他の包括利益に計上されることによって、リスクとコストの分離がより一層鮮明になったといえます。即時認識で純資産のボラティリティは増すことになった半面、逆に分解表示によって期間損益のボラティリティは低下することがそれを示しています。

このコストとリスクの分離によって、従来、混同されていた可能性があるリスクコントロールとコストコントロールが明確化すると考えられます。例えば、リスクコントロールは専ら変動を抑えることが主体であるはずですが、一方、コストコントロールという場合、変動を抑制することも重要ですが、変動を抑制する以上に、費用の高騰を防いで適正水準を確保し、さらにはコストの引き下げを実現することが重要であるはずですが、ところが、リスク要因を含めてコストが算定される会計処理の下では、結果的にコストコントロールとリスクコントロールが明確でなくなり、特にリスクが大きい局面では、リスクを抑制することにのみ主眼が置かれていた可能性があります。

これに対し、新しい会計基準では両者が分けて表示されるため、両方に目配りした対応が必要になります。例えば、年金資産運用で極端にリスクを抑え、常に割引率以下の収益しか得られないとマイナスの再測定（損失）が累積していくことになります。したがって、適切にコストコントロールをしているとは言えません。リスクを排除してしまうことは、一つの手法ですが、リスクコントロールとして最適な方法であるとはいえません。

また、確定拠出年金制度へ移行すれば再測定が発生せず、リスクを排除することができます。さらに、従来の会計基準では確定給付タイプの制度の費用は勤務費用と利息費用の合計であり、実質的に勤務費用相当額のみを負担する確定拠出年金に移行すると見かけ上の費用負担は減少します（注1）。つまり、労働の対価としてのコストは確定給付タイプのほうが低かったとしても、DC への移行でコスト削減が実現すると錯覚する可能性があったわけです。分解表示になると確定給付制度の勤務費用と DC への拠出金は、同じ性格を持つ費用として営業費用に計上されるため、こうした誤解は解消されることになります。

このように分解表示では、期間損益に与えるコスト要素とリスク負担に伴う純資産の変動要素とを分けて考えることができるようになります。そうなれば、リスクコントロールとコストコントロールの各々で何をすべきかを判断しなければならなくなります。

例えば、人件費という観点からは、給付水準が適切かどうかを判断することも必要でしょう。例えば、給与や賞与などの水準は期間損益と比較し、適正水準であるかなどです。現状の退職給付費用でその判断を行う場合、発生しているノイズを取り除くことが必要ですが、分解表示になれば給与や賞与と同じように勤務費用で期間損益との対比を行うことが可能になります。また、財務戦略という観点からは給付資金の調達・運用が効率的に行われているかを判断することが可能となります。さらに、再測定では保有資産を許容できるリスク水準で有効な運用戦略が採られているかも確認することが可能となります。

4. 情報開示の充実がもたらすもの

冒頭に記載したとおり、一連の見直しは3つの大きなポイントがあり、各々が相互に関連していると指摘しました。そのトライアングルのもう1つの頂点にあるのが、情報開示の充実であると考えられます。

会計数値は結果を示すものです。即時認識ではリスク負担やリスクコントロールの結果が示され、分解表示ではコスト負担やコストコントロールの結果が示されることとなります。会計数値が経営成績を示すものである以上、結果が最も重要であることは確かですが、結果に至るまでの計画や行動など過程も重要であるはずですが、なぜなら、結果は偶然達成されたものである可能性があるからです。偶然の結果であれば今後も好結果が継続する保証はないため、その過程を検証することも重要です。計画や行動などの過程に関する判断材料は、情報開示によって提供されることになります。こうした点は、年金資産のパフォーマンス評価と何ら替わるところはありません。

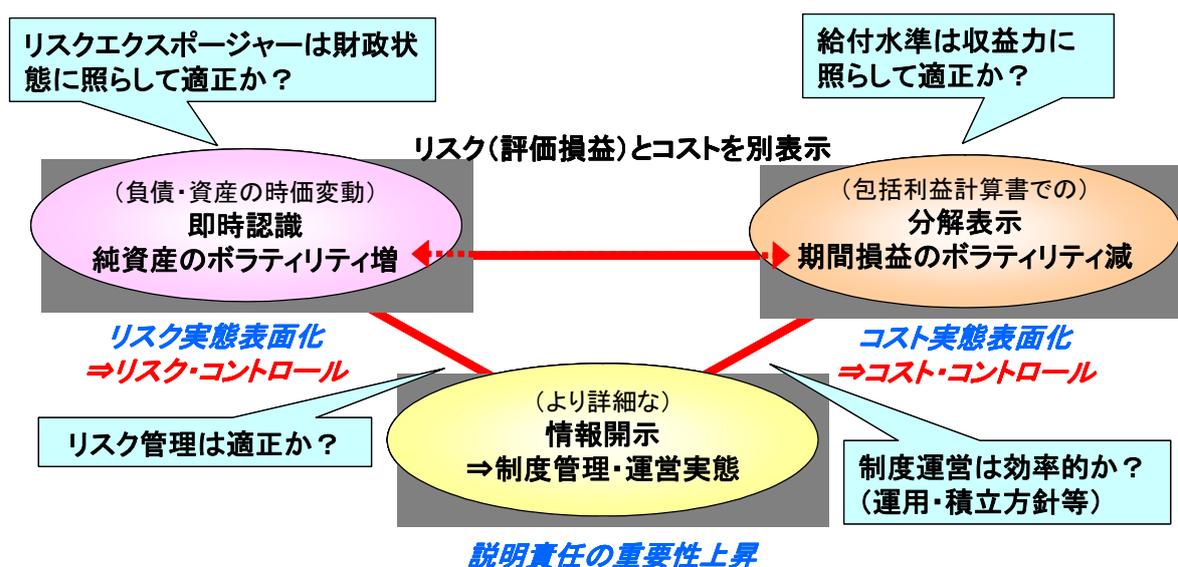
退職給付制度は大きなリスクを伴う制度であることは疑いありません。即時認識でリス

ク実態やその変動状況が明らかになれば、当然リスク管理の体制や手法が問われることとなります。また、分解表示によって労働の対価としてのコスト水準が明確になり、一方で積立状況次第でそのコストが変化することが明示されれば、コスト管理の徹底が求められる可能性があります。積立が重視されることになれば、当然、資金の投入（積立）だけでなく積立した資金の運用の適切性が求められることとなります。

これまでも退職給付に関しては、詳細な情報開示が要求されてきました。ただ、それでも決して十分な情報だったとはいえません。例えば、資産運用に関してはアセットアロケーションが示されていませんでしたし、掛金の拠出や給付の状況なども外部からはわかりませんでした。今回の開示情報によって、リスクコントロールやコストコントロールが、どのようなストラテジーのもとで行われているかが明確にわかるようになります。もちろん、情報を提供すれば説明責任が求められます。説明に窮するような体制や運営状況であれば、企業の評価にも影響しかねません。その意味では、会計処理方法変更で結果の見え方が変わるより大きな影響が情報開示によってもたらされる可能性がないとはいえません。

会計数値は、企業行動の結果を示すものです。したがって、投資家が投資判断を下すための情報であるだけでなく、企業自身はその数値をもとに成果を振り返り、今後の経営に活かしていくための重要な情報であるはずです。リスクとコストの区分が曖昧な従来の会計基準では、成果の振り返りや将来計画の策定にも支障をきたしていた可能性があります。そうした意味でも、今回の会計基準の見直しは退職給付のリスク、コストを再検等するよい機会であると考えられます。

IFRS退職給付会計見直しの影響トライアングル



(注 1) 確定給付タイプの制度では退職給付費用が発生しても、その時点で給付されるわ

けではありません。したがって費用として計上された資金は社内に留保されたり、給付のための掛金として年金制度へ拠出され、その資金に見合った収益が生み出されます。つまり、退職給付債務に対する利息費用を負担しても、当該留保資金あるいは年金資産で生み出された収益が利息費用を相殺する効果を有しています。これに対し、確定拠出年金はその時点で掛金を拠出するため、退職給付債務は認識されず利息費用は発生しませんが、一方で流出した資金分だけ獲得する収益は少なくなります。このように考えると、現状の会計基準において確定拠出年金の退職給付費用（掛金拠出額）と確定給付制度の退職給付費用を比較しても、コストの多寡を正確に比較することはできません。ただし、給付水準を基準としたコストを勤務費用で比較することは可能です。

なお、国際会計基準の公開草案では、分解表示が行われます。勤務費用は営業費用、純利息費用は財務費用、その他の包括利益には再測定が各々、計上されます。これによって、上記のように給付水準を基準として確定給付、確定拠出のコスト比較をすることが容易になるほか、確定給付制度の場合の資金効率、運用効率が明確になると考えられます。

<三菱UFJ信託銀行退職給付会計研究会>

代表： 佐野 邦明
メンバー：久野 正徳
遠藤 忠彦
神山 紀子
林 千陽



- 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご留意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性の保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。